令和５年度　第２回　子ども・子育て会議

１．日　時　令和６年１月１１日（木）午後１時３０分から

２．場　所　熊取交流センター　煉瓦館　コットンホール

３．案　件

（１）会長、副会長の選出について
（２）（仮称）熊取町こども計画の策定について
（３）（仮称）熊取町こども計画策定に向けてのニーズ調査およびアンケート調査について
（４）その他

資料１

（仮称）熊取町こども計画の策定について

（計画期間：令和７年～令和１１年度）

１．位置づけ

令和５年４月１日施行のこども基本法第１０条第２項に基づく、「市町村こども計画」とする。
策定は努力義務であるが、策定する場合は、令和５年１２月２２日に閣議決定された「こども大綱」（資料１１）を勘案する必要がある。

２．計画の内容

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を核として、「こども大綱」に含まれる内容を含み、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画と一体的に策定する。

３．今後のスケジュール

令和５年度	１月	・令和５年度　第２回　子ども・子育て会議 （予定議題：ニーズ調査、アンケート調査の内容について）
	２月～ ３月	・就学前児童・小学生児童の保護者向けニーズ調査の実施 ・小５、中２向けアンケート調査の実施

令和６年度	５月	・令和６年度　第１回　子ども・子育て会議 （予定議題：ニーズ調査等の結果、若者向けアンケート調査の内容について）
	６月	・若者（１６～３９歳）向けアンケートの実施
	７月	・令和６年度　第２回　子ども・子育て会議 （予定議題：計画骨子案について）
	８月	・関係団体のヒアリング
	９ 月 ～ 11 月頃	・子ども・子育て会議　部会
	10 月頃	・令和６年度　第３回　子ども・子育て会議 （予定議題：ヒアリング結果、計画素案①について）
	12 月頃	・令和６年度　第４回　子ども・子育て会議 （予定議題：計画素案②について）
	１月	・パブリックコメント実施
	２月	・令和６年度　第５回　子ども・子育て会議 （予定議題：計画最終案）
	３月	（仮称）熊取町こども計画策定

資料２

（仮称）熊取町こども計画策定に向けてのニーズ調査およびアンケート調査について

１．調査の目的

子ども・子育て支援に関するニーズ調査およびこどもや若者の意識や生活実態に関するアンケート調査を行い結果を分析し、熊取町の傾向と課題を抽出することで、令和７年度以降を計画期間とする「（仮称）熊取町こども計画」の策定にむけた基礎資料とすることを目的とします。

【参考】

こども基本法とこども計画について（こども家庭庁の方針）

令和５年４月１日から施行されたこども基本法では、新たに市町村において「こども計画」を策定することが努力義務として定められました。

この「こども計画」はこども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」は、「こども大綱」に一元化されました。

この方針を受けて、熊取町でも子ども・子育て支援に係る次期計画を「こども計画」とし、これまでの子ども・子育て支援計画の要素に加え、新たにこども、若者たちから意見を聴くことで傾向と課題を把握し、これらを踏まえた計画として策定することを念頭に調査を行ってまいります。

２．調査の種類及び対象者

①子ども・子育て支援に関するニーズ調査
就学前児童および小学生児童の保護者それぞれ 1,000 件　合計 2,000 件
（第１期、第２期計画策定時に続き今回も実施）

②子どもの意識・生活に関するアンケート調査
小学５年生および中学２年生それぞれ　約 400 件　　合計約 800 件
（今回初めて実施）

③若者の意識・生活に関するアンケート調査
１６歳～３９歳　3,000 件
（今回初めて実施）

３．調査手法等

	調査名	手法	趣旨	設問数	実施時期
①	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	WEB	第１期、第２期計画策定時に引き続いて、保育及び地域の子育て支援の利用希望によるニーズ量の適正な把握のため	未就学児の保護者：２９問 就学児の保護者：２３問	令和６年 ２月
②	子どもの意識・生活に関するアンケート調査	学校でWEB	基本法第１１条※の趣旨に鑑み、施策の対象となるこどもたちの意見を聴取し、現状を把握すること及び今後の施策の基礎資料とするため	小学５年生　２４問 中学２年生　２４問	令和６年 ２月
③	若者の意識・生活に関するアンケート調査	WEB		３０～３５問程度	令和６年 ６月頃

※こども基本法第１１条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

４．調査①および調査②の今後のスケジュール

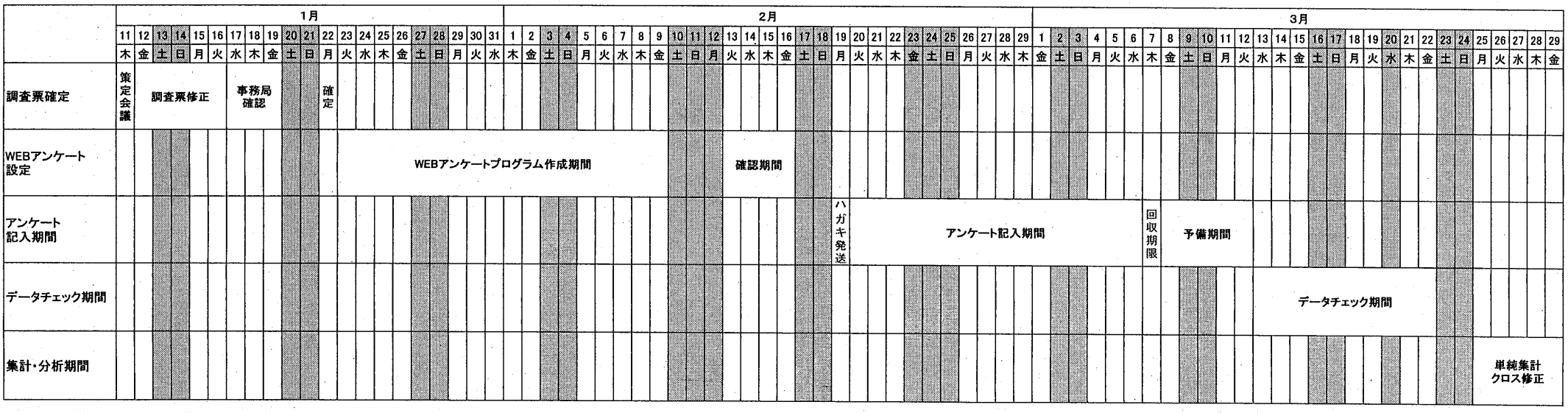

資料３

就学前児童の保護者に対するニーズ調査（案）

お住まいの地域について

問1　お住まいの小学校区をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．中央小学校区	4．南小学校区
2．東小学校区	5．北小学校区
3．西小学校区	6．小学校区がわからない（　　）※町名を記入（例）野田○丁目

宛名のお子さんとご家族の状況について

問2　お子さんの生年月をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

（平成・令和）（　　）年（　　）月生まれ

問3　宛名のお子さんのきょうだいの数（宛名のお子さんを含めた人数）をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．1人	3．3人	5．5人以上
2．2人	4．4人	

【問3で「2～5」を選んだ方にうかがいます。】

問3－1　2人以上お子さんがいらっしゃる場合、末子の子の生年月をお答えください。

末子の生年月　（平成・令和）（　　）年（　　）月生まれ

問4　この調査にご回答いただく方はどなたですか。(当てはまるもの１つに○)

1．母親	2．父親	3．その他（　　）

問5　この調査にご回答いただく方の配偶関係についてお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．配偶者(夫または妻、パートナーを含む）がいる	2．配偶者（夫または妻、パートナーを含む）はいない

問6　宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．父母ともに	3．主に父親	5．その他（　　）
2．主に母親	4．主に祖父母	

子どもの育ちをめぐる環境について

問7　日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(当てはまるものすべてに○)

1．日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3．日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4．緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5．いずれもいない

問8　子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は誰（どこ）ですか。(当てはまるものすべてに○)

1．配偶者（夫または妻、パートナーを含む）
2．親族（祖父母など）
3．隣近所の人、地域の知人、友人
4．職場の人（上司・同僚など）
5．幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校の保護者の仲間
6．幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校の先生等
7．「つどいの広場ぷらっつ」や「であいのひろば」などの子育て支援団体
8．かかりつけの医師・看護師
9．インターネットの交流サイト
10．民生委員・児童委員
11．町の子育て支援の窓口
12．その他（　　）
13．特にない

保護者の就労状況について

問9　宛名のお子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）について、うかがいます。(父子家庭の場合は回答不要です)（当てはまるもの１つに○)

1．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない
2．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、育休・介護休業中である
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
5．以前は就労していたが、現在は就労していない
6．これまで就労したことがない

【問9で「1～4」を選んだ方にうかがいます。】

問９－１　１週あたりの就労日数、１日当たりの就労時間（残業時間を含む）、就労開始時刻と就労終了時刻をお答えください。（() 内に数字を記入）また、土曜日、日曜日・祝日の就労がありますか。（当てはまるもの１つに○）

１週当たり　（　　）日	１日当たり（　　）時間
就労開始時刻（　：　）	就労終了時刻　（　：　）
通勤時間　片道（　　）分	
土曜日の就労　１．ある　２．ない	日曜日・祝日の就労　１．ある　２．ない

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンをお答えください。
※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
※時間は、必ず（例）18:00 のように、24 時間制でお答えください。

【問9で「3～6」を選んだ方にうかがいます。】

問９－２　今後、フルタイムへの転換希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
２．フルタイムへの希望があるが、実現できる見込みはない
３．パート・アルバイト等の就労を希望する
４．就労せず、子育てや家事に専念したい

問１０　宛名のお子さんの父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）について、うかがいます。（母子家庭の場合は回答不要です）（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない
２．フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度）で就労しているが、育休・介護休業中である
３．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
４．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
５．以前は就労していたが、現在は就労していない
６．これまで就労したことがない

【問１０で「１～４」を選んだ方にうかがいます。】

問１０－１　１週あたりの就労日数、１日当たりの就労時間（残業時間を含む）、就労開始時刻と就労終了時刻をお答えください。（（）内に数字を記入）また、土曜日、日曜日・祝日の就労がありますか。（当てはまるもの１つに○）

１週当たり　（　　）日	１日当たり（　　）時間
就労開始時刻（　：　）	就労終了時刻　（　：　）
通勤時間　片道（　　）分	
土曜日の就労　１．ある　２．ない	日曜日・祝日の就労　１．ある　２．ない

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンをお答えください。
※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
※時間は、必ず（例）18:00 のように、24 時間制でお答えください。

【問１０で「３～６」を選んだ方にうかがいます。】

問１０－２　今後、フルタイムへの転換希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
２．フルタイムへの希望があるが、実現できる見込みはない
３．パート・アルバイト等の就労を希望する
４．就労せず、子育てや家事に専念したい

宛名のお子さんが平日、定期的に利用している施設やサービスについて

問１１　宛名のお子さんは、現在以下の施設やサービスを利用していますか。（当てはまるものすべてに○）

1．幼稚園（通常の就園時間の利用）
2．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービスのうち定期的な利用のみ）
3．認可保育所（園）（町役場に申し込んで入る公立保育所や民間保育園）
4．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能をあわせ持つ施設）
5．小規模な保育施設（国の最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員６～19 人のもの）
6．家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育するサービス）
7．事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8．自治体の認証・認定保育施設（認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9．その他の認可外の保育施設
10．居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育するサービス）
11．ファミリー・サポート・センター（町役場の委託を受けたセンターに登録している人が子どもをみてくれるサービス）
12．その他（　　）
13．いずれも利用していない

【問１１で「１３」を選んだ方にうかがいます。】

問１１－１　上記の施設やサービスを利用していない理由は何ですか。主な理由をお答えください。（当てはまるものすべてに○）

1．利用する必要がない（子どもの母親か父親が就労していないなど）
2．子どもの祖父母や親戚の人がみている
3．近所の人や父母の友人・知人がみている
4．利用したいが、保育・教育の定員に空きがない
5．利用したいが、経済的な理由で利用できない
6．利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7．利用したいが、質や場所など、納得できる施設やサービスがない
8．子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい
9．その他（　　）

【６ヶ月～２歳の未就園児がいる方にお聞きします。】

問１２　本町で、こども誰でも通園制度（仮称）が実施された場合、利用したいですか。（当てはまるもの１つに○）

１．可能枠上限まで利用したい
２．数時間程度利用したい。
３．利用希望はない
４．その他（　　）

※こども誰でも通園制度（仮称）とは、６ヶ月～２歳の未就園児を対象に、月１０時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな制度。（保護者負担は、こども１人あたり１時間３００円程度が標準となる予定）

問１３　現在利用している、していないにかかわらず、宛名のお子さんのために平日「定期的に」利用したいと考える施設やサービスをお答えください。（当てはまるものすべてに○）

１．幼稚園（通常の就園時間の利用）
２．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービスのうち定期的な利用のみ）
３．認可保育所（園）（町役場に申し込んで入る公立保育所や民間保育園）
４．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能をあわせ持つ施設）
５．小規模な保育施設（国の最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員６～19 人のもの）
６．家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育するサービス）
７．事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
８．自治体の認証・認定保育施設（認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設）
９．その他の認可外の保育施設
10．居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育するサービス）
11．ファミリー・サポート・センター（町役場の委託を受けたセンターに登録している人が子どもをみてくれるサービス）
12．その他（　　）
13．いずれも利用しない

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼稚園、保育所や認定こども園等の利用希望について

問１４　宛名のお子さんについて、土曜日に「定期的な」幼稚園、保育所や認定こども園等の利用希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．利用する必要はない
２．ほぼ毎週利用したい
３．月に１～２回利用したい

問１４－１　宛名のお子さんについて、日曜・祝日に、「定期的な」幼稚園、保育所や認定こども園等の利用希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．利用する必要はない
２．ほぼ毎週利用したい
３．月に１～２回利用したい

【「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。】

問１５　宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の幼稚園の利用希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．利用する必要はない
２．休みの期間中、ほぼ毎日利用したい
３．休みの期間中、週に数日利用したい

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。(平日に幼稚園、保育所や認定こども園等を利用する方のみ)

【問１１で「1～１１」を選んだ方にうかがいます。】

問１６　宛名のお子さんが、病気やけがで通常の幼稚園、保育所や認定こども園等を利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法についてお答えください。(当てはまるものすべてに○)

1．父親が休んだ
2．母親が休んだ
3．(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった
4．父親又は母親のうち、就労していない方が子どもをみた
5．病児保育室（小児科に併設した施設で子どもを保育するサービス）を利用した
6．ベビーシッターを利用した
7．ファミリー・サポート・センターを利用した
8．仕方なく子どもだけで留守番をさせた
9．その他（　　）
10．利用できないような事態はなかった

【問１６で「1～9」を選んだ方にうかがいます。】

問１６－１　宛名のお子さんが病気やけがの際、以下のいずれかのサービスを利用したいと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

1．病児保育室（小児科に併設した施設で子どもを保育するサービス）
2．幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育するサービス
3．地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育するサービス（ファミリー・サポート・センター等）
4．その他（　　）
5．利用する必要はない

宛名のお子さんの不定期の幼稚園、保育所や認定こども園等の利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

問１７　宛名のお子さんについて、日中の「定期的な」保育や、病気やけがでの利用以外に、私用、不定期の就労等の目的で、「不定期に」利用しているサービスはありますか。（当てはまるものすべてに○）

１．一時預かり（私用など理由を問わずに保育所（園）等などで一時的に子どもを保育するサービス
２．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービスのうち不定期に利用する場合のみ）
３．ファミリー・サポート・センター（町役場の委託を受けたセンターに登録している人が子どもをみてくれるサービス）
４．児童養護施設等で休日・夜間、子どもを預かるサービス
５．ベビーシッター
６．その他（　　）
７．利用していない

【問１７で「７」を選んだ方にうかがいます。】

問１７－１　利用していない理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

１．特に利用する必要がない
２．サービスの質に不安がある
３．サービスの利便性（利用可能時間、手続きの手間など）がよくないから
４．利用料がかかる、または、利用料が高いから
５．サービスの内容や利用方法（手続き等）がわからないから
６．その他（　　）

問１８　今後、保護者の用事（冠婚葬祭や家族の育児疲れ、病気等）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外に預ける必要が出てくると思いますか。（当てはまるものすべてに○）

１．必要が出てくると思う	２．必要が出てくるとは思わない

小学校就学後の放課後の過ごし方について（宛名のお子さんが５歳以上である場合）

問１９　宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。（低学年・高学年のそれぞれ当てはまるものすべてに○）

場所	１～３年生	４～６年生
１．自宅	1	1
２．祖父母宅や友人・知人宅	2	2
３．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	3	3
４．放課後子ども教室（くまとり元気広場）	4	4
５．学童保育所や放課後デイサービス	5	5
６．公園	6	6
７．その他（　　）	7	7

【問１９で「５」を選んだ方にうかがいます。】

問１９－１　宛名のお子さんについて、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、学童保育所の利用を希望しますか。（低学年・高学年のそれぞれ当てはまるものに○）

時期	１～３年生	４～６年生
１．土曜日の利用を希望する	1	1
２．日曜・祝日の利用を希望する	2	2
３．長期の休暇期間中の利用を希望する	3	3
４．希望しない	4	4

育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援について

【母親】の育児休業や短時間勤務についてうかがいます。（父子家庭の場合は回答不要です）

問２０　宛名のお子さんが生まれたとき、育児休業制度または短時間勤務制度を利用しましたか。（当てはまるものすべてに○）

１．働いていなかった
２．育児休業を取得した
３．短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
４．働いていたが、いずれも取得・利用していない
５．自営業等のため、制度に該当しなかった

【問２０で「４」を選んだ方にうかがいます。】

問２０－１　育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

１．利用しにくい雰囲気があった
２．仕事が忙しかった
３．（産休後に）仕事に早く復帰したかった
４．仕事に戻るのが難しそうだった
５．昇給・昇格などが遅れそうだった
６．収入減となり、経済的に苦しくなる
７．保育所（園）などに預けることができた
８．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
９．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10．子育てや家事に専念するため退職した
11．職場に制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12．利用要件を満たさなかった
13．利用できることを知らなかった
14．利用できることを知らず、退職した
15．その他（　　）

【問２０で「２」を選んだ方にうかがいます。】

問２０－２　育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（当てはまるもの１つに○）

１．育児休業取得後、職場に復帰した	３．育児休業中に離職した
２．現在も育児休業中である	

【問２０－２で「1」を選んだ方にうかがいます。】

問２０－３　希望するタイミングで、育児休業から職場に復帰することができましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．希望するタイミングで復帰した
2．希望する保育所に入るため、希望するタイミングよりも早く復帰した
3．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも早く復帰した
4．経済的な理由で、希望するタイミングよりも早く復帰した
5．人事異動等、職場の都合のため、希望するタイミングよりも早く復帰した
6．希望する保育所に入れなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
7．自分や子どもの体調が思わしくなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
8．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
9．職場の環境が整っていなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
10．子どもをみてくれる人や場所がなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
11．その他（　　）

【問２０－２で「2」を選んだ方にうかがいます。】

問２０－４　宛名のお子さんが１歳になったときに必ず利用できる保育サービスがあれば、１歳になるまで育児休業を取得しますか。（当てはまるもの１つに○）

1．１歳になるまで育児休業を取得したい
2．１歳になる前に復帰したい

【父親】の育児休業や短時間勤務についてうかがいます。（母子家庭の場合は回答不要です）

問２１　宛名のお子さんが生まれたとき、育児休業制度または短時間勤務制度を利用しましたか。（当てはまるものすべてに○）

1．働いていなかった
2．育児休業を取得した
3．短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
4．働いていたが、いずれも取得・利用していない
5．自営業等のため、制度に該当しなかった

【問２１で「4」を選んだ方にうかがいます。】

問２１－１　育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

1．利用しにくい雰囲気があった
2．仕事が忙しかった
3．（産休後に）仕事に早く復帰したかった
4．仕事に戻るのが難しそうだった
5．昇給・昇格などが遅れそうだった
6．収入減となり、経済的に苦しくなる
7．保育所（園）などに預けることができた
8．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
9．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10．子育てや家事に専念するため退職した
11．職場に制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12．利用要件を満たさなかった
13．利用できることを知らなかった
14．利用できることを知らず、退職した
15．その他（　　）

【問２１で「2」を選んだ方にうかがいます。】

問２１－２　育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．育児休業取得後、職場に復帰した	3．育児休業中に離職した
2．現在も育児休業中である	

【問２１－２で「1」を選んだ方にうかがいます。】

問２１－３　希望するタイミングで、育児休業から職場に復帰することができましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．希望するタイミングで復帰した
2．希望する保育所に入るため、希望するタイミングよりも早く復帰した
3．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも早く復帰した
4．経済的な理由で、希望するタイミングよりも早く復帰した
5．人事異動等、職場の都合のため、希望するタイミングよりも早く復帰した
6．希望する保育所に入れなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
7．自分や子どもの体調が思わしくなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
8．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
9．職場の環境が整っていなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
10．子どもをみてくれる人や場所がなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
11．その他（　　）

【問２１－２で「2」を選んだ方にうかがいます。】

問２１－４　宛名のお子さんが１歳になったときに必ず利用できる保育サービスがあれば、１歳になるまで育児休業を取得しますか。（当てはまるもの１つに○）

1．１歳になるまで育児休業を取得したい
2．１歳になる前に復帰したい

子育ての悩みや喜びなどについてうかがいます。

問２２　子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。（当てはまるものすべてに○）

（1）子どもに関すること

1．病気や発育発達に関すること
2．食事や栄養に関すること
3．子どもとの接し方に自信が持てないこと
4．子どもと過ごす時間が十分取れないこと
5．子どもの教育に関すること
6．子どもの友だちづきあいに関すること
7．子どもの登所・登園拒否など
8．特にない
9．その他（　　）

（2）ご自身に関すること

1．子育てに関して配偶者の協力が少ないこと
2．配偶者と子育てに関して意見が合わないこと
3．子育てが大変なことを、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと
4．ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの見る目が気になること
5．子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと
6．仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと
7．配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
8．子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと
9．子育てによる身体の疲れが大きいこと
10．子育てにかかる出費がかさむこと
11．住居がせまいこと
12．特にない
13．その他（　　）

問２３　お子さんの子育てをしておられる中で、喜びを感じたことや良かったことはどのようなことですか。（当てはまるものすべてに○）

1．自分の子どもとのふれあいや交流が楽しいこと
2．子どもが成長していくのを見ること
3．子どもの成長にともない様々な方と関わることで、人間関係が広がること
4．子育てをつうじて自らが人間的に成長できること
5．子どもがいることで家庭の中が明るくなること
6．子どもや子育てをつうじて夫婦や家族のきずなが強くなること
7．子どもがいることで孤独を感じることがないこと
8．その他（　　）
9．特にない

問２４　今、子どもたちに一番身につけさせたいと思うものは何ですか。（当てはまるもの１つに○）

1．基本的な生活習慣（早寝早起き、あいさつ、歯みがきなど）
2．運動能力（サッカーなどの各種スポーツ、短距離のかけっこなど）
3．人と関わる力（人の話を聞く、集団行動ができる、人を思いやるなど）
4．芸術的感性（楽器の演奏、ねん土遊び、絵を描くなど）
5．学力（日本語の読み書き、簡単な計算、英会話など）
6．その他（　　）

問２５　ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。（当てはまるもの１つに○）
感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。感じない場合は、特に誰から支えてほしいですか。枠内の選択肢の中からあてはまるものをすべて選び、その番号を記入してください。

１．感じる　　下から番号を選択（　　）
２．感じない　下から番号を選択（　　）

１．近所の人
２．同じ世代の子どもを持つ保護者
３．民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人
４．地域活動を行っているＮＰＯなどの人
５．幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員
６．町役場の職員
７．その他（　　）

本町の子育て施策全般についてうかがいます。

問２６　お子さんを本町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。（それぞれの項目について、ひとつずつ○）

項目	はい	いいえ	どちらでもない
１．幼児教育・保育の環境やサービスに満足していますか	1	2	3
２．子育てが楽しいと感じていますか	1	2	3
３．子どもがいても安心して働けると感じていますか	1	2	3
４．子どもにとって、熊取町が愛着のあるふるさととして認識され、成長できる環境にあると思いますか	1	2	3
５．障がいなどにより配慮の必要な子どもを安心して育てられる環境であると感じますか	1	2	3
６．ひとり親世帯や核家族世帯が、子どもを安心して育てられる環境であると感じますか	1	2	3
７．児童虐待を防止する取組が進んでいると感じますか	1	2	3
８．公園や遊具など遊び場が充実していると思いますか	1	2	3
９．子どもの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）が尊重されていると感じますか	1	2	3

問２７　本町では、令和４年４月に「子どもの権利に関する条例」が施行されていますが、この条例を知っていますか。（当てはまるもの１つに○）

１．知っている
２．聞いたことがあるが、よく知らない
３．知らない

問２８　本町の子育て環境や支援への満足度についてお答えください。（当てはまるもの１つに○）

１．満足度が低い
２．満足度がやや低い
３．ふつう
４．満足度がやや高い
５．満足度が高い

問２９　本町の地域の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

資料４

小学生児童の保護者に対するニーズ調査
（案）

お住まいの地域について

問1　お住まいの小学校区をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．中央小学校区	4．南小学校区
2．東小学校区	5．北小学校区
3．西小学校区	6．小学校区がわからない（　　）※町名を記入（例）野田○丁目

宛名のお子さんとご家族の状況について

問2　宛名のお子さんの学年（●年●月●日現在）をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．1年生	3．3年生	5．5年生
2．2年生	4．4年生	6．6年生

問3　宛名のお子さんのきょうだいの数（宛名のお子さんを含めた人数）をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．1人	3．3人	5．5人以上
2．2人	4．4人	

【問3で「2～5」を選んだ方にうかがいます。】

問3－1　2人以上お子さんがいらっしゃる場合、末子の子の生年月をお答えください。

末子の生年月　(平成・令和)(　　)年(　　)月生まれ

問4　この調査にご回答いただく方はどなたですか。(当てはまるもの１つに○)

1．母親	2．父親	3．その他（　　）

問5　この調査にご回答いただく方の配偶関係についてお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．配偶者（夫または妻、パートナーを含む）がいる	2．配偶者（夫または妻、パートナーを含む）はいない

問6　宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方をお答えください。(当てはまるもの１つに○)

1．父母ともに	3．主に父親	5．その他（　　）
2．主に母親	4．主に祖父母	

子どもの育ちをめぐる環境について

問7　日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（当てはまるものすべてに○）

1．日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3．日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4．緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5．いずれもいない

問8　子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は誰（どこ）ですか。（当てはまるものすべてに○）

1．配偶者（夫または妻、パートナーを含む）
2．親族（祖父母など）
3．隣近所の人、地域の知人、友人
4．職場の人（上司・同僚など）
5．幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校の保護者の仲間
6．幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校の先生等
7．「つどいの広場ぷらっつ」や「であいのひろば」などの子育て支援団体
8．かかりつけの医師・看護師
9．インターネットの交流サイト
10．民生委員・児童委員
11．町の子育て支援の窓口
12．その他（　　）
13．特にない

保護者の就労状況について

問９　宛名のお子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）について、うかがいます。（父子家庭の場合は回答不要です）（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない
２．フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度）で就労しているが、育休・介護休業中である
３．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
４．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
５．以前は就労していたが、現在は就労していない
６．これまで就労したことがない

【問９で「１～４」を選んだ方にうかがいます。】

問９－１　１週あたりの就労日数、１日当たりの就労時間（残業時間を含む）、就労開始時刻と就労終了時刻をお答えください。（（）内に数字を記入）また、土曜日、日曜日・祝日の就労がありますか。（当てはまるもの１つに○）

１週当たり　（　　）日	１日当たり（　　）時間
就労開始時刻（　：　）	就労終了時刻　（　：　）
通勤時間　片道（　　）分	
土曜日の就労　１．ある　２．ない	日曜日・祝日の就労　１．ある　２．ない

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンをお答えください。
※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
※時間は、必ず（例）18:00 のように、24 時間制でお答えください。

【問９で「３～６」を選んだ方にうかがいます。】

問９－２　今後、フルタイムへの転換希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
２．フルタイムへの希望があるが、実現できる見込みはない
３．パート・アルバイト等の就労を希望する
４．就労せず、子育てや家事に専念したい

問１０　宛名のお子さんの父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）について、うかがいます。（母子家庭の場合は回答不要です）（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイム（1週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない
２．フルタイム（1週５日程度・１日８時間程度）で就労しているが、育休・介護休業中である
３．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
４．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
５．以前は就労していたが、現在は就労していない
６．これまで就労したことがない

【問１０で「１～４」を選んだ方にうかがいます。】

問１０－１　１週あたりの就労日数、１日当たりの就労時間（残業時間を含む）、就労開始時刻と就労終了時刻をお答えください。（（）内に数字を記入）また、土曜日、日曜日・祝日の就労がありますか。（当てはまるもの１つに○）

１週当たり　（　　）日	１日当たり（　　）時間
就労開始時刻（　：　）	就労終了時刻　（　：　）
通勤時間　片道（　　）分	
土曜日の就労　１．ある　２．ない	日曜日・祝日の就労　１．ある　２．ない

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンをお答えください。
※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
※時間は、必ず（例）18:00 のように、24 時間制でお答えください。

【問１０で「３～６」を選んだ方にうかがいます。】

問１０－２　今後、フルタイムへの転換希望はありますか。（当てはまるもの１つに○）

１．フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある
２．フルタイムへの希望があるが、実現できる見込みはない
３．パート・アルバイト等の就労を希望する
４．就労せず、子育てや家事に専念したい

宛名のお子さんの一時預かりについてうかがいます。

問１１　宛名のお子さんが、病気やけがで学校や学童保育所へ行けなかった時に、この１年間に行った対処方法についてお答えください。（当てはまるものすべてに○）

１．父親が休んだ
２．母親が休んだ
３．（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった
４．父親又は母親のうち、就労していない方が子どもをみた
５．病児保育室（小児科に併設した施設で子どもを保育するサービス）を利用した
６．ファミリー・サポート・センターを利用した
７．仕方なく子どもだけで留守番をさせた
８．その他（　　）
９．学校や学童保育所へ行けなかったことはなかった

【問１１で「１～８」を選んだ方にうかがいます。】

問１１－１　宛名のお子さんが病気やけがの際、以下のいずれかのサービスを利用したいと思いますか。（当てはまるものすべてに○）

１．病児保育室（小児科に併設した施設で子どもを保育するサービス）
２．地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育するサービス（ファミリー・サポート・センター等）
３．その他（　　）
４．利用する必要はない

問１２　今後、保護者の用事（冠婚葬祭や家族の育児疲れ、病気等）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外に預ける必要が出てくると思いますか。（当てはまるものすべてに○）

１．必要が出てくると思う	２．必要が出てくるとは思わない

放課後の過ごし方について

問１３　宛名のお子さんは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（当てはまるものすべてに○）

場所
１．自宅
２．祖父母宅や友人・知人宅
３．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）
４．放課後子ども教室（くまとり元気広場）
５．学童保育所や放課後デイサービス
６．子ども食堂
７．公園
８．その他（　　）

【問１３で「１」を選んだ方にうかがいます。】

問１３－１　宛名のお子さんは、放課後（平日の小学校終了後）の時間を自宅で過ごす際、誰と過ごしていますか。当てはまるもの１つに○）

１．１人で過ごしている
２．子どもたちだけで過ごしている
３．大人と過ごしている

育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援について

【母親】の育児休業や短時間勤務についてうかがいます。（父子家庭の場合は回答不要です）

問１４　宛名のお子さんが生まれたとき、育児休業制度または短時間勤務制度を利用しましたか。（当てはまるものすべてに○）

１．働いていなかった
２．育児休業を取得した
３．短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
４．短時間勤務制度がなかった
５．働いていたが、いずれも取得・利用していない
６．自営業等のため、制度に該当しなかった

【問１４で「５」を選んだ方にうかがいます。】

問１４－１　育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

１．利用しにくい雰囲気があった
２．仕事が忙しかった
３．（産休後に）仕事に早く復帰したかった
４．仕事に戻るのが難しそうだった
５．昇給・昇格などが遅れそうだった
６．収入減となり、経済的に苦しくなる
７．保育所（園）などに預けることができた
８．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
９．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10．子育てや家事に専念するため退職した
11．職場に制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12．利用要件を満たさなかった
13．利用できることを知らなかった
14．利用できることを知らず、退職した
15．その他（　　）

【問１４で「２」を選んだ方にうかがいます。】

問１４－２　育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（当てはまるもの１つに○）

１．育児休業取得後、職場に復帰した	２．育児休業中に離職した

【問１４－２で「1」を選んだ方にうかがいます。】

問１４－３　希望するタイミングで、育児休業から職場に復帰することができましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．希望するタイミングで復帰した
2．希望する保育所に入るため、希望するタイミングよりも早く復帰した
3．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも早く復帰した
4．経済的な理由で、希望するタイミングよりも早く復帰した
5．人事異動等、職場の都合のため、希望するタイミングよりも早く復帰した
6．希望する保育所に入れなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
7．自分や子どもの体調が思わしくなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
8．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
9．職場の環境が整っていなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
10．子どもをみてくれる人や場所がなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
11．その他（　　）

【父親】の育児休業や短時間勤務についてうかがいます。（母子家庭の場合は回答不要です）

問１５　宛名のお子さんが生まれたとき、育児休業制度または短時間勤務制度を利用しましたか。（当てはまるものすべてに○）

1．働いていなかった
2．育児休業を取得した
3．短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）
4．短時間勤務制度がなかった
5．働いていたが、いずれも取得・利用していない
6．自営業等のため、制度に該当しなかった

【問１５で「5」を選んだ方にうかがいます。】

問１５－１　育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

1．利用しにくい雰囲気があった
2．仕事が忙しかった
3．（産休後に）仕事に早く復帰したかった
4．仕事に戻るのが難しそうだった
5．昇給・昇格などが遅れそうだった
6．収入減となり、経済的に苦しくなる
7．保育所（園）などに預けることができた
8．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
9．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10．子育てや家事に専念するため退職した
11．職場に制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
12．利用要件を満たさなかった
13．利用できることを知らなかった
14．利用できることを知らず、退職した
15．その他（　　）

【問１５で「2」を選んだ方にうかがいます。】

問１５－２　育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．育児休業取得後、職場に復帰した	2．育児休業中に離職した

【問１５－２で「1」を選んだ方にうかがいます。】

問１５－３　希望するタイミングで、育児休業から職場に復帰することができましたか。（当てはまるもの１つに○）

1．希望するタイミングで復帰した
2．希望する保育所に入るため、希望するタイミングよりも早く復帰した
3．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも早く復帰した
4．経済的な理由で、希望するタイミングよりも早く復帰した
5．人事異動等、職場の都合のため、希望するタイミングよりも早く復帰した
6．希望する保育所に入れなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
7．自分や子どもの体調が思わしくなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
8．配偶者や家族の希望があったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
9．職場の環境が整っていなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
10．子どもをみてくれる人や場所がなかったため、希望するタイミングよりも遅く復帰した
11．その他（　　）

子育ての悩みや喜びなどについてうかがいます。

問１６　子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。（当てはまるものすべてに○）

（１）子どもに関すること

１．病気や発育発達に関すること
２．食事や栄養に関すること
３．子どもとの接し方に自信が持てないこと
４．子どもと過ごす時間が十分取れないこと
５．子どもの教育に関すること
６．子どもの友だちづきあいに関すること
７．子どもの登所・登園拒否など
８．特にない
９．その他（　　）

（２）ご自身に関すること

１．子育てに関して配偶者の協力が少ないこと
２．配偶者と子育てに関して意見が合わないこと
３．子育てが大変なことを、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと
４．ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの見る目が気になること
５．子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと
６．仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと
７．配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
８．子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと
９．子育てによる身体の疲れが大きいこと
10．子育てにかかる出費がかさむこと
11．住居がせまいこと
12．特にない
13．その他（　　）

問１７　お子さんの子育てをしておられる中で、喜びを感じたことや良かったことはどのようなことですか（当てはまるものすべてに○）

１．自分の子どもとのふれあいや交流が楽しいこと
２．子どもが成長していくのを見ること
３．子どもの成長にともない様々な方と関わることで、人間関係が広がること
４．子育てをつうじて自らが人間的に成長できること
５．子どもがいることで家庭の中が明るくなること
６．子どもや子育てをつうじて夫婦や家族のきずなが強くなること
７．子どもがいることで孤独を感じることがないこと
８．その他（　　）
９．特にない

問１８　今、子どもたちに一番身につけさせたいと思うものは何ですか（当てはまるもの１つに○）

１．基本的な生活習慣（早寝早起き、あいさつ、歯みがきなど）
２．運動能力（サッカーなどの各種スポーツ、短距離のかけっこなど）
３．人と関わる力（人の話を聞く、集団行動ができる、人を思いやるなど）
４．芸術的感性（楽器の演奏、ねん土遊び、絵を描くなど）
５．学力（日本語の読み書き、簡単な計算、英会話など）
６．その他（　　）

問１９　ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。（当てはまるもの１つに○）
感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。感じない場合は、特に誰から支えてほしいですか。枠内の選択肢の中からあてはまるものをすべて選び、その番号を記入してください。

１．感じる　　下から番号を選択（　　）
２．感じない　下から番号を選択（　　）

１．近所の人
２．同じ世代の子どもを持つ保護者
３．民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人
４．地域活動を行っているＮＰＯなどの人
５．小学校、学童保育所、放課後デイサービスなどの職員
６．町役場の職員
７．その他（　　）

本町の子育て施策全般についてうかがいます。

問２０　お子さんを本町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。（それぞれの項目について、ひとつずつ○）

項目	はい	いいえ	どちらでもない
１．幼児教育・保育の環境やサービスに満足していますか	1	2	3
２．子育てが楽しいと感じていますか	1	2	3
３．子どもがいても安心して働けると感じていますか	1	2	3
４．子どもにとって、熊取町が愛着のあるふるさととして認識され、成長できる環境にあると思いますか。	1	2	3
５．障がいなどにより配慮の必要な子どもを安心して育てられる環境であると感じますか	1	2	3
６．ひとり親世帯や核家族世帯が、子どもを安心して育てられる環境であると感じますか	1	2	3
７．児童虐待を防止する取組が進んでいると感じますか	1	2	3
８．公園や遊具など遊び場が充実していると思いますか	1	2	3
９．子どもの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）が尊重されていると感じますか	1	2	3

問２１　本町では、令和４年４月に「子どもの権利に関する条例」が施行されていますが、この条例を知っていますか。（当てはまるもの１つに○）

１．知っている
２．聞いたことがあるが、よく知らない
３．知らない

問２２　本町の子育て環境や支援への満足度についてお答えください。（当てはまるもの１つに○）

１．満足度が低い
２．満足度がやや低い
３．ふつう
４．満足度がやや高い
５．満足度が高い

問２３　お住まいの地域の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

資料５

小学校５年生に対するアンケート調査
（案）

あなたとあなたの家族や家庭についておききします

問１　あなたの学校を選んでください。（○は１つ）

１．中央小学校	４．北小学校	７．私立小学校、国立小学校など
２．西小学校	５．東小学校	
３．南小学校	６．支援学校	

問２　あなたの家族はあなたを入れて全員で何人ですか。（仕事や学校などのために、一時的に家からはなれて暮らしている人も人数に入れてください）（数字で記入）

［　　］人

問３　あなたが今いっしょに住んでいる人は、どなたですか。（○はいくつでも）

１．お父さん	４．おじいさん、おばあさん
２．お母さん	５．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
３．きょうだい	６．その他（　　）

問４　あなたは家でよく話をするほうですか。それとも話さないほうですか。（○は１つ）

１．とてもよく話すほうだ
２．話すほうだ　→　問４－１へ

３．あまり話さないほうだ
４．ほとんど話さない　→　問４－２へ

【問４で「１」～「２」を選んだ人に質問します。】

問４－１　あなたは家でだれと一番多く話をしますか。（○は１つ）

１．お父さん	４．おじいさん、おばあさん
２．お母さん	５．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
３．きょうだい	６．その他（　　）

【問４で「３」～「４」を選んだ人に質問します。】

問４－２　あなたが家で話さない主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

１．話してもおもしろくない（聞いてくれない）から
２．話しても意見が合わない（「だめ」「ちがう」などと言われる）から
３．家族がすきではないから
４．話をするのがめんどうくさいから
５．話すことがないから
６．家族がいそがしくて、話す時間がないから
７．自分がいそがしくて、話す時間がないから
８．特にない
９．その他（　　）

問５　あなたは家族のことなどで、何か困っていることや、いやなことはありますか。
（○はいくつでも）

1．家族の団らんや会話が少ない
2．お父さんやお母さんと自分の仲がわるい
3．お父さんやお母さんの仲がわるい
4．自分ときょうだいとの仲がわるい
5．家には落ち着いて過ごせる場所がない
6．家族の世話が大変だ
7．家の中が散らかっている
8．食事がないとき、十分に食べられないときがある
9．季節や自分の体のサイズに合った服がないときがある
10．家族から暴力や暴言などを受けている
11．特にない
12．その他（　　）

勉強についておききします

問６　あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。（○は１つ）

1．いつもわかる
2．だいたいわかる　→　問７へ
3．教科によってはわからないことがある
4．わからないことが多い
5．ほとんどわからない
⇒問６－１へ

【問６で「３」～「５」を選んだ人に質問します。】
問６－１　授業がわからないことがあるようになったのはいつごろからですか。（○は１つ）

1．１・２年生のころ　2．３年生のころ　3．４年生のころ　4．５年生になってから

【問６で「１」～「２」を選んだ人に質問します。】
問７　あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。
※ 勉強には学校の宿題もふくみます。（○はいくつでも）

1．自分で勉強する
2．学校の先生に教えてもらう
3．塾で勉強する
4．家庭教師に教えてもらう
5．地域の人などが行う無料の勉強会に参加する
6．家の人に教えてもらう
7．友だちと勉強する
8．学校の授業以外で勉強はしない
9．その他（　　）

問8　あなたは、ふだん学校の授業以外に、１日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。
※ 学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。（○は１つ）

１．まったくしない	４．１時間以上、２時間より少ない
２．30 分より少ない	５．２時間以上、３時間より少ない
３．30 分以上、１時間より少ない	６．３時間以上

放課後や休日の過ごし方についておききします

問9　あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方６時くらいまで）、どこで過ごしますか。１週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を選んでください。（A～Gのそれぞれについて、○は１つ。A～G以外に過ごす場所があれば「その他」にその場所を書いて、○を１つ）

	毎日	週に３～４日	週に１～２日	ここでは全く過ごさない
A　自分の家	1	2	3	4
B　友だちの家	1	2	3	4
C　塾や習い事	1	2	3	4
D　学童保育所や放課後デイサービス	1	2	3	4
E　公園	1	2	3	4
F　図書館や煉瓦館など町の施設	1	2	3	4
G　コンビニやショッピングモール	1	2	3	4
その他（　　）	1	2	3	4

問10　あなたにとって居心地がよく、安心できる場所はどこですか。（○はいくつでも）

１．自分の家	９．図書館
２．自分の部屋	10．公園
３．家族といっしょにくつろぐ部屋	11．塾や習い事
４．友だちの家	12．スポーツ施設
５．学校の教室	13．コンビニやショッピングモール
６．学校の相談室	14．その他（　　）
７．学校の保健室	15．居心地がよく、安心できる場所はない
８．学校のその他の部屋	

問11　あなたは、休日（学校が休みの日）の昼間、どこで過ごしますか。一番多く過ごす場所を選んでください。（○は１つ）

１．自分の家	６．図書館や煉瓦館など町の施設
２．友だちの家	７．コンビニやショッピングモール
３．塾や習い事の場	８．その他（　　）
４．学校（クラブ活動）	
５．公園	

問12　問11で選んだ場所で、あなたは休日、楽しく過ごせていますか。（○は1つ）

1．楽しく過ごせている	3．どちらかといえば楽しく過ごせていない
2．どちらかといえば楽しく過ごせている	4．楽しく過ごせていない

生活習慣についておききします

問13　あなたは、平日（学校に行く日）に毎日、朝ごはんを食べますか。（○は1つ）

1.いつも食べる（ 週に5日）	3.食べないほうが多い（ 週に1、2日）
2.食べるほうが多い（ 週に3、4日）	4.いつも食べない

問14　あなたは、平日（学校に行く日）に夕ごはんをだれと食べますか。（○はいくつでも）

1.家族（親）	4.家族以外の人
2.家族（きょうだい）	5.一人で食べる
3.その他の家族（おじいちゃん・おばあちゃんなど）	6.夕ごはんは食べない

問15　あなたは、休日に昼食を食べますか。（夏休みや冬休みなどの長期のお休みの日も含みます。）（○は1つ）

1.必ず食べる	3.食べないほうが多い
2.食べるほうが多い	4.いつも食べない

【問15で「4」を選んだ人に質問します。】

問15－1　あなたが、休日に昼食を食べない理由はどれですか。（○は1つ）

1.時間がない	4.食べる習慣がない
2.おなかがすいていない	5.その他（　　）
3.用意されていない	

問16　あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。（A～Gそれぞれについて、○は1つ）

		毎日2時間より多い	毎日1～2時間	毎日1時間以下	週に4～5日	週に2～3日	週に1日	ぜんぜんしない
A	ゲーム機（スマホゲーム）で遊ぶ	1	2	3	4	5	6	7
B	テレビを見る	1	2	3	4	5	6	7
C	インターネットやSNSを見る	1	2	3	4	5	6	7
D	室内でのほかの活動（読書、室内遊びなど）	1	2	3	4	5	6	7
E	公園で遊ぶ	1	2	3	4	5	6	7
F	家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）	1	2	3	4	5	6	7
G	家族の看病や世話	1	2	3	4	5	6	7

【問16のG 家族の看病や世話で「1」～「6」を選んだ人に質問します。】

問16－1　あなたがお世話をしているひとはだれですか。（○はいくつでも）

1．お父さん	4．おじいさん、おばあさん
2．お母さん	5．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
3．きょうだい	6．その他（　　）

問16－2　あなたは家族のお世話をしていることで、以下のようなことがありますか。（○はいくつでも）

1．学校に行きたくても行けない	6．クラブ活動や習い事ができない
2．学校を遅刻・早退してしまう	7．進路を変更しないといけない
3．宿題や勉強をする時間が取れない	8．自分の時間がとれない
4．睡眠が十分にとれない	9．やりたいが、できていないことはない
5．友達と遊ぶことができない	

問17　あなたは、ヤングケアラーという言葉をこれまでに聞いたことはありますか。（○は1つ）

1．聞いたことがあり、内容も知っている	3．聞いたことがない
2．聞いたことがあるが、よく知らない	

※「ヤングケアラー」とは
　家事や家族のお手伝いをすることは、大変すばらしいことですが、大人が家事や家族のお世話をせずに、子どもが毎日することで、自分が勉強したい、遊びたいと思っても、そういったことができなくなってしまうことがあります。こうした子どものことを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。

インターネットなどについておききします

問18　あなたは、次のようなインターネットにつながる機器を持っていますか。(○はいくつでも)

1．パソコン	4．携帯電話（ガラケー）	
2．タブレット端末（学校で配付されるもの以外）	5．ゲーム機	⇒問18－1へ
3．スマートフォン	6．その他（　　）	
	7．いずれも持っていない	⇒問19へ

【問18で「1」～「6」を選んだ人に質問します。】

問18－1　あなたが学校以外でインターネットを利用する目的は何ですか。(○はいくつでも)

1．家族や友だちとメールでやりとりする
2．家族や友だちとＬＩＮＥなどＳＮＳでメッセージをやりとりする
3．知らない人またはネットでの知り合いとＳＮＳなどでやりとりする
4．ホームページやブログを見たり、更新したりする
5．掲示板などを見たり、投稿したりする
6．買い物をする
7．動画や画像をみる
8．音楽を聴く
9．オンラインゲームをする
10．学習のための情報収集をする
11．塾や学校などがやっているオンライン学習をする
12．その他（　　）

問18－2　あなたは学校以外で、1日あたりどれくらいの時間、メール、ＳＮＳ、ゲーム、動画視聴などのインターネット利用をしますか。(○は1つ)

1．30分より少ない	5．3時間以上4時間より少ない
2．30分以上1時間より少ない	6．4時間以上5時間より少ない
3．1時間以上2時間より少ない	7．5時間以上
4．2時間以上3時間より少ない	8．全く利用しない

問18－3　あなたは、インターネットの利用に当たって、家の人とルールを決めていますか。(○はいくつでも)

1．利用する時間を決めている
2．利用する場所を決めている
3．メールやメッセージをやりとりする相手を決めている
4．利用するサイトやアプリの内容を決めている
5．利用料金（通信料や課金など）を決めている
6．特にルールを決めていない
7．その他のルールを決めている（　　）

ふだんの悩みやお願いしたいことについておききします

問19　あなたは困っていることや悩みごとは、だれに相談をしますか。（○はいくつでも）

1．お父さん	7．学童保育所や放課後デイサービスの職員
2．お母さん	8．友だち
3．きょうだい	9．塾や習い事の先生
4．おじいさん、おばあさん	10．インターネットで知り合った人
5．その他の親族 （おじさん、おばさん、いとこなど）	11．その他（　　）
6．学校の先生	

問20　あなたの思いや気持ちについて、「1とても思う」から「4思わない」のもっとも近いものを選んでください。（A～Hそれぞれについて、○は1つ）

		とても思う	思う	あまり思わない	思わない
A	努力することは大切だ	1	2	3	4
B	自分は価値のある人間だ	1	2	3	4
C	自分は家族に大事にされている	1	2	3	4
D	自分は友だちに好かれている	1	2	3	4
E	不安に感じることはない	1	2	3	4
F	孤独を感じることはない	1	2	3	4
G	自分のことが好きだ	1	2	3	4
H	毎日の生活を楽しいと感じる	1	2	3	4

問21 あなたは、将来の夢や目標を持っていますか。（○は1つ）

1．持っている	3．どちらかというと持っていない
2．どちらかというと持っている	4．持っていない

問22　あなたは、下記のような「子どもの権利」について、知っていますか。（○は1つ）

1．知っている	3．知らない
2．聞いたことはあるが、よく知らない	

※「子どもの権利」とは
子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、児童の権利に関する条約に基づく権利が保障されています。
代表的な子どもの権利は以下の４つです。

（1）生きる権利　あなたには、大切にされ、安全で安心して暮らせる権利があります。
（2）育つ権利　あなたには、勉強する、遊ぶ、休む、失敗してもやり直せる、助けてもらえる権利があります。
（3）守られる権利　あなたには、嫌なことをされない、困った時は安心して相談できる、ありのままの自分を大切にされる権利があります。
（4）参加する権利　あなたには、思ったことを伝える、仲間を作る、みんなで話し合ってものごとを決める権利があります。

【問 22 で「1」～「2」を選んだ人に質問します。】

問 22－1　あなたは、「子どもの権利」という言葉をどのようにして知りましたか。（○はいくつでも）

1．学校の授業、先生の話	5．友達との会話
2．本、パンフレット、町の広報誌	6．インターネット
3．くまとりこどもまつり	7．その他（　　）
4．家族との会話	

問23　あなたが今、困っていることや悩みごとなどがあれば、自由に書いてください。
（下の枠の中に書いてください）

問24　あなたは、これから熊取町がどんなまちになればよいと思いますか。
（下の枠の中に書いてください）

質問は以上です。

調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料６

中学校２年生に対するアンケート調査
（案）

あなたとあなたの家族や家庭についておききします

問１　あなたの学校を選んでください。（○は１つ）

１．熊取中学校	３．熊取南中学校	５．私立中学校、府立中学校、国立中学校など
２．熊取北中学校	４．支援学校	

問２　あなたの家族はあなたを入れて全員で何人ですか。（仕事や学校などのために、一時的に家からはなれて暮らしている人も人数に入れてください）（数字で記入）

［　　］人

問３　あなたが今いっしょに住んでいる人は、どなたですか。（○はいくつでも）

１．お父さん	４．おじいさん、おばあさん
２．お母さん	５．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
３．きょうだい	６．その他（　　）

問４　あなたは家でよく話をするほうですか。それとも話さないほうですか。（○は１つ）

１．とてもよく話すほうだ	３．あまり話さないほうだ
２．話すほうだ	４．ほとんど話さない
→ 問４－１へ	→ 問４－２へ

【問４で「１」～「２」を選んだ人に質問します。】

問４－１　あなたは家でだれと一番多く話をしますか。（○は１つ）

１．お父さん	４．おじいさん、おばあさん
２．お母さん	５．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
３．きょうだい	６．その他（　　）

【問４で「３」～「４」を選んだ人に質問します。】

問４－２　あなたが家で話さない主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

１．話してもおもしろくない（聞いてくれない）から
２．話しても意見が合わない（「だめ」「ちがう」などと言われる）から
３．家族がすきではないから
４．話をするのがめんどうくさいから
５．話すことがないから
６．家族がいそがしくて、話す時間がないから
７．自分がいそがしくて、話す時間がないから
８．特にない
９．その他（　　）

問５　あなたは家族のことなどで、何か困っていることや、いやなことはありますか。
（○はいくつでも）

1．家族の団らんや会話が少ない
2．お父さんやお母さんと自分の仲がわるい
3．お父さんやお母さんの仲がわるい
4．自分ときょうだいとの仲がわるい
5．家には落ち着いて過ごせる場所がない
6．家族の世話が大変だ
7．家の中が散らかっている
8．食事がないとき、十分に食べられないときがある
9．季節や自分の体のサイズに合った服がないときがある
10．家族から暴力や暴言などを受けている
11．特にない
12．その他（　　）

勉強についておききします

問６　あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。（○は１つ）

1．いつもわかる
2．だいたいわかる　→　問７へ
3．教科によってはわからないことがある
4．わからないことが多い
5．ほとんどわからない
⇒問６－１へ

【問６で「３」～「５」を選んだ人に質問します。】
問６－１　授業がわからないことがあるようになったのはいつごろからですか。（○は１つ）

1．小学１・２年生のころ	2．小学３・４年生のころ	3．小学５年生のころ
4．６年生のころ	5．中学１年生のころ	6．中学２年生になってから

【問６で「１」～「２」を選んだ人に質問します。】
問７　あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。
※勉強には学校の宿題もふくみます。（○はいくつでも）

1．自分で勉強する
2．学校の先生に教えてもらう
3．塾で勉強する
4．家庭教師に教えてもらう
5．地域の人などが行う無料の勉強会に参加する
6．家の人に教えてもらう
7．友だちと勉強する
8．学校の授業以外で勉強はしない
9．その他（　　）

問8　あなたは、ふだん学校の授業以外に、１日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。
※学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。（○は１つ）

１．まったくしない	４．１時間以上、２時間より少ない
２．30 分より少ない	５．２時間以上、３時間より少ない
３．30 分以上、１時間より少ない	６．３時間以上

放課後や休日の過ごし方についておききします

問9　あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方６時くらいまで）、どこで過ごしますか。１週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を選んでください。（A～Hのそれぞれについて、○は１つ。A～H以外に過ごす場所があれば「その他」にその場所を書いて、○を１つ）

	毎日	週に３～４日	週に１～２日	ここでは全く過ごさない
A　自分の家	1	2	3	4
B　友だちの家	1	2	3	4
C　塾や習い事	1	2	3	4
D　学校（クラブ活動）	1	2	3	4
E　放課後デイサービス	1	2	3	4
F　公園	1	2	3	4
G　図書館や煉瓦館など町の施設	1	2	3	4
H　コンビニやショッピングモール	1	2	3	4
その他（　　）	1	2	3	4

問10　あなたにとって居心地がよく、安心できる場所はどこですか。（○はいくつでも）

１．自分の家	９．図書館
２．自分の部屋	10．公園
３．家族といっしょにくつろぐ部屋	11．塾や習い事
４．友だちの家	12．スポーツ施設
５．学校の教室	13．コンビニやショッピングモール
６．学校の相談室	14．その他（　　）
７．学校の保健室	15．居心地がよく、安心できる場所はない
８．学校のその他の部屋	

問11　あなたは、休日（学校が休みの日）の昼間、どこで過ごしますか。一番多く過ごす場所を選んでください。（○は１つ）

１．自分の家	６．図書館や煉瓦館など町の施設
２．友だちの家	７．コンビニやショッピングモール
３．塾や習い事の場	８．その他（　　）
４．学校（クラブ活動）	
５．公園	

問12　問11で選んだ場所で、あなたは休日、楽しく過ごせていますか。（○は1つ）

1．楽しく過ごせている	3．どちらかといえば楽しく過ごせていない
2．どちらかといえば楽しく過ごせている	4．楽しく過ごせていない

生活習慣についておききします

問13　あなたは、平日（学校に行く日）に毎日、朝ごはんを食べますか。（○は1つ）

1.いつも食べる（週に5日）	3.食べないほうが多い（週に1、2日）
2.食べるほうが多い（週に3、4日）	4.いつも食べない

問14　あなたは、平日（学校に行く日）に夕ごはんをだれと食べますか。（○はいくつでも）

1.家族（親）	4.家族以外の人
2.家族（きょうだい）	5.一人で食べる
3.その他の家族（おじいちゃん・おばあちゃんなど）	6.夕ごはんは食べない

問15　あなたは、休日に昼食を食べますか。（夏休みや冬休みなどの長期のお休みの日も含みます。）（○は1つ）

1.必ず食べる	3.食べないほうが多い
2.食べるほうが多い	4.いつも食べない

【問15で「4」を選んだ人に質問します。】

問15－1　あなたが、休日に昼食を食べない理由はどれですか。（○は1つ）

1.時間がない	4.食べる習慣がない
2.おなかがすいていない	5.その他（　　）
3.用意されていない	

問16　あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。（A～Gそれぞれについて、○は1つ）

		毎日2時間より多い	毎日1～2時間	毎日1時間以下	週に4～5日	週に2～3日	週に1日	ぜんぜんしない
A	ゲーム機（スマホゲーム）で遊ぶ	1	2	3	4	5	6	7
B	テレビを見る	1	2	3	4	5	6	7
C	インターネットやSNSを見る	1	2	3	4	5	6	7
D	室内でのほかの活動（読書、室内遊びなど）	1	2	3	4	5	6	7
E	公園で遊ぶ	1	2	3	4	5	6	7
F	家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）	1	2	3	4	5	6	7
G	家族の看病や世話	1	2	3	4	5	6	7

【問16のG 家族の看病や世話で「1」～「6」を選んだ人に質問します。】

問16－1　あなたがお世話をしているひとはだれですか。（○はいくつでも）

1．お父さん	4．おじいさん、おばあさん
2．お母さん	5．その他の親族（おじさん、おばさん、いとこなど）
3．きょうだい	6．その他（　　）

問16－2　あなたは家族のお世話をしていることで、以下のようなことがありますか。（○はいくつでも）

1．学校に行きたくても行けない	6．クラブ活動や習い事ができない
2．学校を遅刻・早退してしまう	7．進路を変更しないといけない
3．宿題や勉強をする時間が取れない	8．自分の時間がとれない
4．睡眠が十分にとれない	9．やりたいが、できていないことはない
5．友達と遊ぶことができない	

問17　あなたは、ヤングケアラーという言葉をこれまでに聞いたことはありますか。（○は1つ）

1．聞いたことがあり、内容も知っている	3．聞いたことがない
2．聞いたことがあるが、よく知らない	

※「ヤングケアラー」とは
　家事や家族のお手伝いをすることは、大変すばらしいことですが、大人が家事や家族のお世話をせずに、子どもが毎日することで、自分が勉強したい、遊びたいと思っても、そういったことができなくなってしまうことがあります。こうした子どものことを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。

インターネットなどについておききします

問18　あなたは、次のようなインターネットにつながる機器を持っていますか。(○はいくつでも)

1．パソコン	4．携帯電話（ガラケー）	
2．タブレット端末	5．ゲーム機	
（学校で配付されるもの以外）	6．その他（　　）	⇒問 18－1へ
3．スマートフォン		
	7．いずれも持っていない	⇒問19へ

【問18で「1」～「6」を選んだ人に質問します。】

問18－1　あなたが学校以外でインターネットを利用する目的は何ですか。(○はいくつでも)

1．家族や友だちとメールでやりとりする
2．家族や友だちとＬＩＮＥなどＳＮＳでメッセージをやりとりする
3．知らない人またはネットでの知り合いとＳＮＳなどでやりとりする
4．ホームページやブログを見たり、更新したりする
5．掲示板などを見たり、投稿したりする
6．買い物をする
7．動画や画像をみる
8．音楽を聴く
9．オンラインゲームをする
10．学習のための情報収集をする
11．塾や学校などがやっているオンライン学習をする
12．その他（　　）

問18－2　あなたは学校以外で、1日あたりどれくらいの時間、メール、ＳＮＳ、ゲーム、動画視聴などのインターネット利用をしますか。(○は1つ)

1．30分より少ない	5．3時間以上4時間より少ない
2．30分以上1時間より少ない	6．4時間以上5時間より少ない
3．1時間以上2時間より少ない	7．5時間以上
4．2時間以上3時間より少ない	8．　全く利用しない

問18－3　あなたは、インターネットの利用に当たって、家の人とルールを決めていますか。(○はいくつでも)

1．利用する時間を決めている
2．利用する場所を決めている
3．メールやメッセージをやりとりする相手を決めている
4．利用するサイトやアプリの内容を決めている
5．利用料金（通信料や課金など）を決めている
6．特にルールを決めていない
7．その他のルールを決めている（　　）

ふだんの悩みやお願いしたいことについておききします

問19　あなたは困っていることや悩みごとは、だれに相談をしますか。（○はいくつでも）

1．お父さん	7．学童保育所や放課後デイサービスの職員
2．お母さん	8．友だち
3．きょうだい	9．塾や習い事の先生
4．おじいさん、おばあさん	10．インターネットで知り合った人
5．その他の親族 （おじさん、おばさん、いとこなど）	11．その他（　　）
6．学校の先生	

問20　あなたの思いや気持ちについて、「1　　とても思う」から「4　思わない」のもっとも近いものを選んでください。（A～Hそれぞれについて、○は1つ）

		とても思う	思う	あまり思わない	思わない
A	努力することは大切だ	1	2	3	4
B	自分は価値のある人間だ	1	2	3	4
C	自分は家族に大事にされている	1	2	3	4
D	自分は友だちに好かれている	1	2	3	4
E	不安に感じることはない	1	2	3	4
F	孤独を感じることはない	1	2	3	4
G	自分のことが好きだ	1	2	3	4
H	毎日の生活を楽しいと感じる	1	2	3	4

問21　あなたは、将来の夢や目標を持っていますか。（○は1つ）

1．持っている	3．どちらかというと持っていない
2．どちらかというと持っている	4．持っていない

問22　あなたは、下記のような「子どもの権利」について、知っていますか。（○は1つ）

1．知っている	3．知らない
2．聞いたことはあるが、よく知らない	

※「子どもの権利」とは
子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、児童の権利に関する条約に基づく権利が保障されています。
代表的な子どもの権利は以下の４つです。

（1）生きる権利　あなたには、大切にされ、安全で安心して暮らせる権利があります。
（2）育つ権利　あなたには、勉強する、遊ぶ、休む、失敗してもやり直せる、助けてもらえる権利があります。
（3）守られる権利　あなたには、嫌なことをされない、困った時は安心して相談できる、ありのままの自分を大切にされる権利があります。
（4）参加する権利　あなたには、思ったことを伝える、仲間を作る、みんなで話し合ってものごとを決める権利があります。

【問 22 で「1」～「2」を選んだ人に質問します。】
問 22－1　あなたは、「子どもの権利」という言葉をどのようにして知りましたか。（○はいくつでも）

1．学校の授業、先生の話	5．友達との会話
2．本、パンフレット、町の広報誌	6．インターネット
3．くまとりこどもまつり	7．その他（　　）
4．家族との会話	

問23　あなたが今、困っていることや悩みごとなどがあれば、自由に書いてください。
（下の枠の中に書いてください）

問24　あなたは、これから熊取町がどんなまちになればよいと思いますか。
（下の枠の中に書いてください）

質問は以上です。

調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

資料７

子ども・子育て会議委員名簿

令和５年１２月１日現在

	所　　属　　等	氏　　名	備考
住民代表 （１号委員）	自治会連合会　会長	藤原　重弘	
	熊取町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会	坂上　昌史	
	熊取町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会	井上　雅香	
	就学前児童の保護者（公募委員）	折笠　知佳	
	就学前児童の保護者（公募委員）	中塚　香織	
	若者（公募委員）	大幸　虎太郎	
	若者（公募委員）	平田　柊哉	
保育・教育・福祉関係者 （２号委員）	熊取町校長会　代表	中原　利明	
	町立保育所　代表	赤坂　佐和子	
	熊取町民間保育園・こども園協議会（民間保育園代表）	野中　泉	
	熊取町民間保育園・こども園協議会（認定こども園代表）	池田　憲治	
	熊取みどり幼稚園　園長	池浦　国男	
	NPO　熊取こどもとおとなのネットワーク　理事長	髙橋　淳	
	NPO法人　くまとり子育ちWA・輪・和　理事長	出口　倹二	
	特定非営利活動法人　地域支援センターくまとりロンド　理事長	大谷　悟	
	NPO法人　ホームビジット・とんとん　理事長	坂本　百合	
	泉佐野泉南医師会（熊取担当）	桑原　秀樹	
	熊取町人権協会　会長	勘六野　朗	
	熊取町社会福祉協議会　会長	前田　美穂子	
	熊取町民生委員児童委員協議会　主任児童委員長	棚村　千鶴	
	熊取町青少年指導員連絡協議会　会長	梅田　康雄	
	熊取文庫連絡協議会	東　景子	
	熊取町スポーツ少年団　本部長	北本　雅朗	
学識経験者 （３号委員）	大阪観光大学　理事長	山本　健慈	
	和歌山信愛大学　教育学部　子ども教育学科　教授	森下　順子	

資料８

子ども・子育て会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関条例（平成 25 年条例第１号）第２条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

（１）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第１項各号に規定する事項

（２）前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 25 名以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（１）住民代表

（２）保育・教育・福祉関係者

（３）学識経験者

（４）前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

３　会長は、議事その他の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会の設置）

第７条　特別な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

２　部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。
３　前２条の規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」となるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
４　部会長は、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

（意見の聴取等）

第８条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において行う。

（委任）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

（次世代育成支援対策協議会規則の廃止）

２　次世代育成支援対策協議会規則（平成 25 年規則第 20 号）は、廃止する。

附　則（令和５年３月 28 日規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

資料9

こども大綱

（令和５年12月22日閣議決定）

【説明資料】

こどもまんなか
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　　・不登校のこどもへの支援　　・校則の見直し　　・体罰や不適切な指導の防止　　・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　　○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　　○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）

○社会参画や意見表明の機会の充実　○多様な声を施策に反映させる工夫　○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備　○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）

○数値目標と指標の設定　○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携　○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保　○こども基本法附則第２条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙１に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、
別紙２に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：こどもまんなか社会

目標（別紙１）	（目標値）
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙２）

- 「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- こどもの貧困率
- 里親等委託率
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数
- 小・中・高生の自殺者数
- 妊産婦死亡率
- 安心できる場所の数が１つ以上あるこども・若者の割合
- いじめの重大事態の発生件数
- 不登校児童・生徒数
- 高校中退率
- 大学進学率
- 若年層の平均賃金
- 50歳時点の未婚率
- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- 合計特殊出生率
- 出生数
- 夫婦の平均理想/予定こども数
- 理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- 男性の育児休業取得率
- ６歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ひとり親世帯の貧困率

等

令和5年度第2回子ども・子育て会議配置図（煉瓦館 コットンホール） R6.1.11開催

資料10

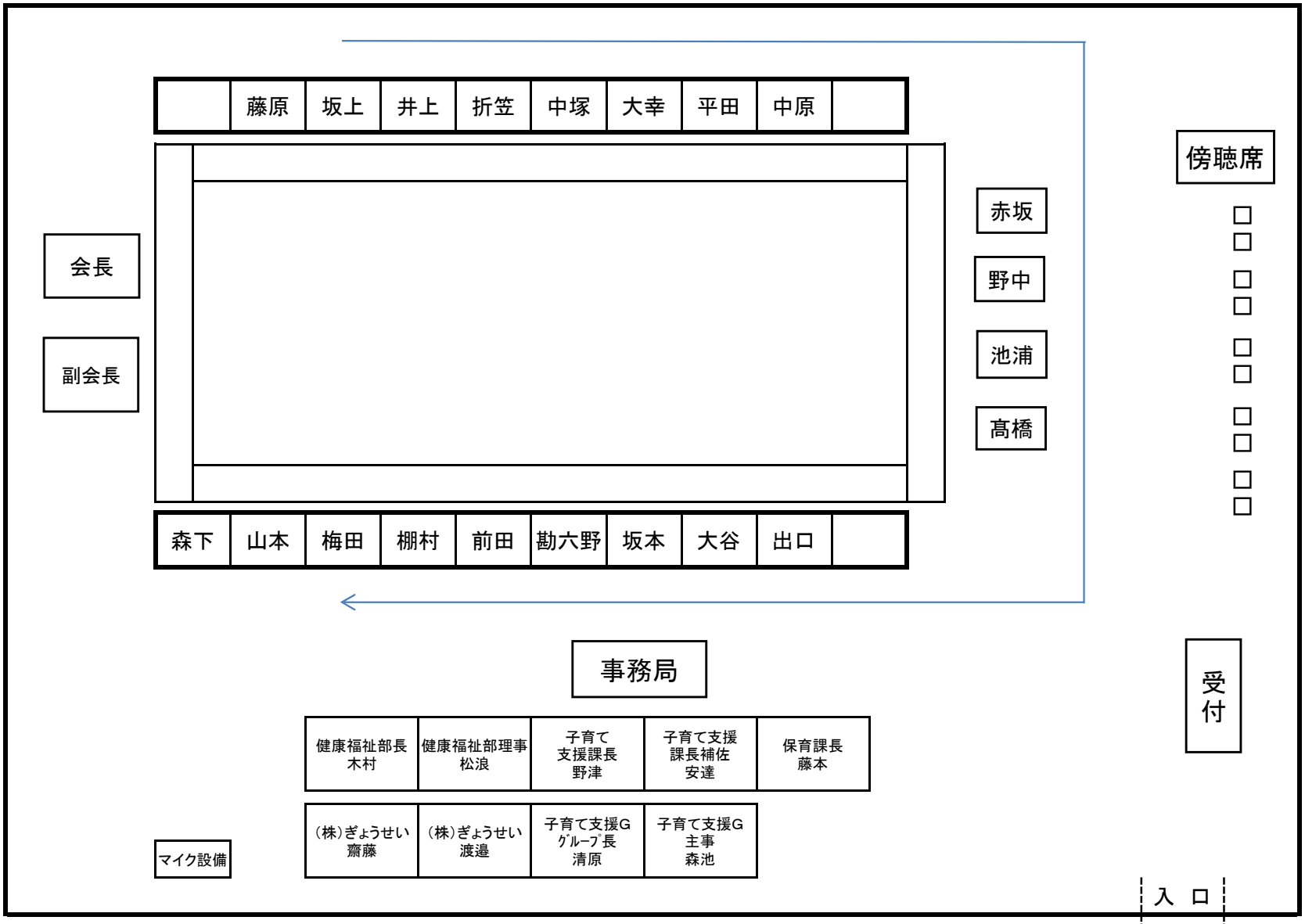

資料11

子ども・子育て会議　部会（案）

保育所・幼稚園部会

	所　　属　　等	氏　　名
1	就学前児童の保護者（公募委員）	折笠　知佳
2	町立保育所　代表	赤坂　佐和子
3	熊取町民間保育園・こども園協議会（民間保育園代表）	野中　泉
4	熊取町民間保育園・こども園協議会（認定こども園代表）	池田　憲治
5	熊取みどり幼稚園　園長	池浦　国男
6	泉佐野泉南医師会（熊取担当）	桑原　秀樹

放課後児童健全育成部会

	所　　属　　等	氏　　名	
1	熊取町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会	坂上　昌史	
2	熊取町小・中学校ＰＴＡ連絡協議会	井上　雅香	
3	熊取町校長会　代表	中原　利明	
4	熊取町スポーツ少年団　本部長	北本　雅朗	
5	NPO　熊取こどもとおとなのネットワーク　理事長	髙橋　淳	※

子育て支援部会

	所　　属　　等	氏　　名	
1	就学前児童の保護者（公募委員）	中塚　香織	
2	NPO法人　くまとり子育ちWA・輪・和　理事長	出口　儉二	
3	特定非営利活動法人　地域支援センターくまとりロンド　理事長	大谷　悟	
4	NPO法人　ホームビジット・とんとん　理事長	坂本　百合	
5	熊取町民生委員児童委員協議会　主任児童委員長	棚村　千鶴	
6	熊取文庫連絡協議会	東　景子	
7	NPO　熊取こどもとおとなのネットワーク　理事長	髙橋　淳	※

地域・若者支援部会

	所　　属　　等	氏　　名
1	自治会連合会　会長	藤原　重弘
2	若者（公募委員）	大幸　虎太郎
3	若者（公募委員）	平田　柊哉
4	熊取町人権協会　会長	勘六野　朗
5	熊取町社会福祉協議会　会長	前田　美穂子
6	熊取町青少年指導員連絡協議会　会長	梅田　康雄

	大阪観光大学　理事長	山本　健慈
	和歌山信愛大学　教育学部　子ども教育学科　教授	森下　順子

資料１-２

熊取みどり幼稚園の利用定員設定について（案）

1. 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園（新制度）への移行について

（１）現在は、大阪府から私学助成を受ける、従来型の私立幼稚園として運営。
（２）平成２７年度からの新子ども・子育て支援制度の開始後は、国も従来型の幼稚園からの新制度への移行を推進。
（３）令和６年度から、同園が新制度への移行を予定。

2. 利用定員設定について（子ども・子育て支援法 第31条第1項及び第2項）

（１）新制度へ移行に際し、幼稚園の設置者から、町に対し、施設型給付費（園での教育に要した費用）の支給を受けるために確認を求める申請があったときは、町は就学前の子どもの区分（１号、２号及び３号の各認定）ごとに利用定員を定める。
（２）町は、その利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

3. 新制度幼稚園への移行による効果

（１）新制度への移行によって、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給を受けることで幼稚園の経営の安定化につながる。
（２）将来的な認定こども園化（低年齢児の受入れ）への道筋ができる。
（３）幼稚園としての運営形態に変更はなく、待機児童への影響もない。

4. 設置者情報

<table>
<tr><td>名　称</td><td colspan="5">学校法人池浦学園 熊取みどり幼稚園</td></tr>
<tr><td>区　分</td><td colspan="5">幼稚園（新制度）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">大阪府泉南郡熊取町野田１丁目７番５号</td></tr>
<tr><td>目　的</td><td colspan="5">熊取みどり幼稚園は、質の高い教育を目指し、幼児期における目に見えない心の成長を願うとともに、心優しく、元気で、たくましく生きる子の育成を行なう。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">利用定員
１８０人
（４０５人）

（　）は
認可定員</td><td rowspan="2">１号認定</td><td>３歳児</td><td>４歳児</td><td>５歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>60人
(125人)</td><td>60人
(140人)</td><td>60人
(140人)</td><td>180人
(405人)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定</td><td>３歳児</td><td>４歳児</td><td>５歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>―人</td><td>―人</td><td>―人</td><td>―人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３号認定</td><td>０歳児</td><td>１歳児</td><td>２歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>―人</td><td>―人</td><td>―人</td><td>―人</td></tr>
<tr><td>移行時期</td><td colspan="5">令和６年４月１日</td></tr>
</table>

5．その他

（１）現時点では、認可定員の変更は行なわず、利用定員の設定のみを行なう。
（２）施設型給付費の支給者として、町に給付費の会計処理に係る管理監督責任が生じる。